

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ／住民課 (979-8111)

▼保険料率が改定されました

保険料率は医療費や現役世代とのバランスを考慮し、2年に1度改定します。8月中に、保険料額および納付方法を通知します。

▼保険料の軽減措置

所得の低い人や健康保険の被扶養者だった人で左の表の区分に該当する場合は、保険料が軽減されます。世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額により軽減割合が異なります。所得の申告をしている人が対象になりますので、必ず所得の申告を行ってください。また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社の健康保険組合などの被扶養者」であった人は、所得割が課されず、均等割が5割軽減されます。

保険料の算定 (平成30年度・平成31年度)

1人あたりの年間保険料額：限度額 62万円

- ① 均等割額 (加入者全員が負担) → 40,400円
- ② 所得割額 (所得に応じて負担) → $(\text{前年の総所得金額} - 33\text{万円 (基礎控除)}) \times 7.85\%$

※所得割額は、前年中の所得金額を基に算出します。
 ※年度途中で加入、喪失した場合は、月割で算出します。
 ※年間保険料額は、①と②の合計額です (限度額 62万円)

均等割の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得合計額	均等割額軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入 80万円以下で他の所得がない	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (27.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下	5割
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2割

高額療養費自己負担限度額 (平成30年8月より)

適用区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ. 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円> ※2
	Ⅱ. 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円> ※2
	Ⅰ. 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円> ※2
一般	課税所得 145万円未満 ※1	18,000円 <年間上限 144,000円> 57,600円 <多数回 44,400円> ※2
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)	8,000円

※1 世帯収入の合計額が 520万円未満 (1人世帯の場合は 383万円未満) の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が 210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去 12か月以内に 3回上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

▼後期高齢者医療 高額療養費上限額の変更

1か月間に支払った医療費が高額で、自己負担限度額を超えた場合、申請することにより超えた分を「高額療養費」として支給します。また、8月～7月までの1年間の医療費が年間上限を超えた場合も対象となります。

後期高齢者医療被保険者の皆さん

8月1日から保険証が

「緑色」に変わります



問合せ／住民課 (979-8111)

新しい保険証が届いたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合」(1割または3割)などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成29年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)も、現在お使いのものは8月からは使用できなくなります。「世帯全員

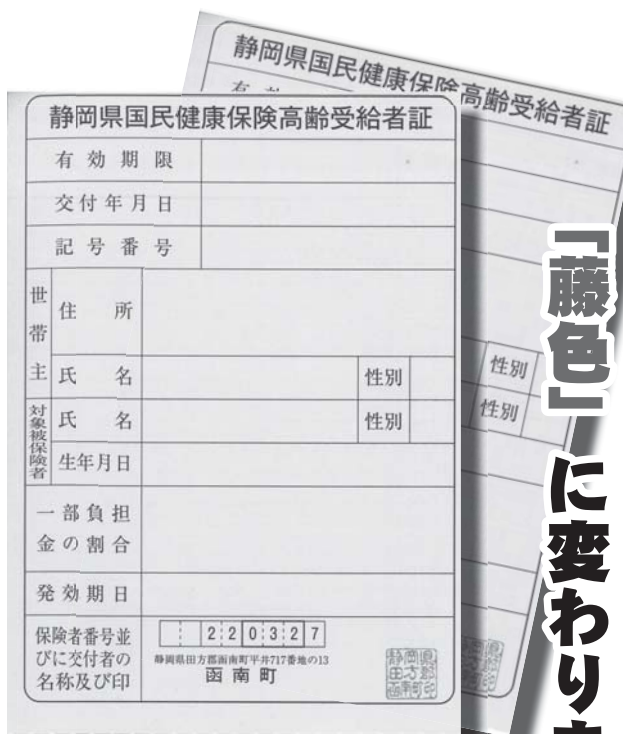
が住民税非課税(低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ)の被保険者で現在、減額認定証をお持ちの人は、自動更新するため減額認定証の交付の手続きは必要ありません。

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

70歳～74歳の函南町国民健康保険被保険者の皆さん

8月1日から高齢受給者証が

「藤色」に変わります



問合せ／住民課 (979-8111)

新しい受給者証が届いたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合」(1割、2割、3割)などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成29年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)も受給者証同様、現在お使いのものは8月からは使用できなくなります。減額認定証の交

付を希望する人で、まだ申請が済んでいない人は住民課で申請を行ってください。

※他の市区町村が発行する受給者証をお持ちの人は、「保険者番号並びに交付者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

有効期限が過ぎた被保険者証・受給者証・減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます。(個人情報漏れないように注意してください)